

新 旧 対 照 表  
新 旧

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 公園事業(第 3 条―第 11 条)
- 第 3 章 保護及び利用(第 12 条―第 22 条)
- 第 4 章 生態系維持回復事業(第 23 条―第 27 条)
- 第 5 章 風景地保護協定及び公園管理団体(第 28 条―第 31 条)
- 第 6 章 雑則(第 32 条・第 33 条)

付則

高知県立自然公園条例施行規則(抜粋)

本則

第 3 章 保護及び利用

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第 17 条 条例第 20 条第 9 項第 4 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 3 条第 1 号に掲げる施設若しくは同条第 2 号イからハマまでに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和 54 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する沿岸漁業(総トン数 10 トン以上 20 トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築す

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 公園事業(第 3 条―第 11 条)
- 第 3 章 保護及び利用(第 12 条―第 22 条)
- 第 4 章 生態系維持回復事業(第 23 条―第 27 条)
- 第 5 章 風景地保護協定及び公園管理団体(第 28 条―第 31 条)
- 第 6 章 雑則(第 32 条・第 33 条)

付則

高知県立自然公園条例施行規則(抜粋)

本則

第 3 章 保護及び利用

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第 17 条 条例第 20 条第 9 項第 4 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 3 条第 1 号に掲げる施設若しくは同条第 2 号イからハマまでに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和 54 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する沿岸漁業(総トン数 10 トン以上 20 トン未満の動力漁船(とう載漁船(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)第 2 条第 2 号に規定するとう載漁船をいう。))を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行

ること。

(11)～(137) 略

(普通地域内における届出を要しない行為)

第 22 条 条例第 22 条第 7 項第 4 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)第 21 条第 1 項の保護水面の管理計画に基づいて行う行為

(5)～(19) 略

うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

(11)～(137) 略

(普通地域における届出を要しない行為)

第 22 条 条例第 22 条第 7 項第 4 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)第 17 条第 1 項の保護水面の管理計画に基づいて行う行為

(5)～(19) 略